

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる県立盲学校外一箇所定期監査の結果

監 査 公 告

監査公告第九十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年年度にかかる県立盲学校及びろう学校の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
”	木 南 貞 治
”	加 藤 定 治
”	角 田 健 太 郎

監査執行箇所	執行年月日
県立鳥取盲学校	昭和二十八年四月十一日
県立鳥取ろう学校	”

鳥取盲学校 昭和二十八年四月十一日監査
監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は、昭和二十三年ろう学校と分離し、更に二十六年三月「あんま師、はり師、きゆう師の養成学校」として文部省の認定を受け、施設々備も一応完備した矢先昨年四月の大火で類焼の憂目に遭い、鳥取東高等学校体育館を仮校舎として生徒四十七名を收容、六月より授業を再開しているが、校長以下職員二十名は諸設備等不便しながら特殊教育を担当しその運営も概ね円滑と認められた。

二 大火災に際し不自由な盲生徒の誘導退避を一名の負傷者、事故者も出さなかつた事は校長以下職員及び積善学園職員の並々なぬ労苦を多すると共に、不断

の訓練の結果として推奨する。

三 盲児の就学は法令により義務教育となつてはいるにも拘らず、県民一般の認識が薄く、一部父兄の中には子弟が本校に在籍することに特異の感をもち就学を拒否する者もあるようで、就学率は全国に比し低率である。毎年該当児童の就学につき校長以下関係職員が勧誘に出向しているにも拘らず未だ充分とは言えない。教育委員会としても関係町村を始め各種機関を通じ啓蒙指導すると共に完全就学につき一層の配意と努力を切望する。

四 本校教職員は特殊技術を要するので、各種講習会、研究会等の機会を捉えて研さん向上に勉めなければならぬが、経費僅少のため出席研修も出来ず又毎年行方入学勧誘の経費もない。即ち、旅費の年間総額は六一、八〇〇円、一人平均三、〇〇〇円程度で研究会、会議等は殆んど県外であり各種連絡にも事欠く状況のようである。本校は他校の如くP・T・Aにも依存できず、毎年計画倒れになつてゐる。主管課並びに県当

局は予算編成に当り特に配意すべきである。

五 職員の充足も必要であるが、何分在籍者が少ないので百名程度にすることが急務である。しかし、罹災後の施設々備は不充分であり、雨天体操場を間仕切りしているため一室で音楽の授業をすれば他室の授業に支障を来すと云つた実情である。一時凌ぎの応急施設であるが、復興事業が二年継続のため完成までこのまま放任することは一考を要するので、一層の配意が望ま

し。

六 経理その他一般事務の処理状況は概ね良好と認められたが、焼失後の物品記帳整理に困惑しており、特に類似物品の名称統一と規格に困つてゐるようであるので、主管課として適確な指導をなすべきである。

鳥取ろ、う、学校 昭和二十八年四月十一日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は昭和二十七年四月の鳥取大火のため類焼し校

舎備品を焼失したが、就学児童に被害を与えなかつたことと備品において高価且つ貴重なるものは搬出し難をまぬがれたことは校長以下職員及び積善学園々長以下職員の災害時における適切な措置によるものと認め

二 本校児童生徒の就学状況を見ると義務教育(六九名)及び非義務者(五〇名)合計一一九名であり、義務教育該当者の就学率は逐年上昇を示しているがいまだ六一%の低率である。該当家庭及び一般学校職員の該教育に対する認識不足と市町村長の熱意の欠如によるものと思うのでこれ等関係者の指導啓蒙により完全就学させるよう措置対策が肝要と認める。

三 職業教育については相当苦慮しているが当局の配意不充分と認める。現在職業課程としては木工科、表具科、被服科の三科があるが原材料費等県費予算がなく、担任教員の立替購入等の方法によつて辛うじて運営している実情である。また生徒の個性能力及び父兄の希望等も考慮し適切な教育課程を設けるよう留意が望

ましく特に卒業後における就職或いは自営等自活の途を与えるために学校内に職場を作り修得技能を習熟させることが肝要である。また進んで企業形態にまで発展させることにより認識も深まり一層就学率も嵩まるものと思つるので考究善処を望む。

四 本校は火災後鳥取西高等学校の一部を借用し講堂を間仕切して授業を実施しているが冬期間は寒気が厳しく授業に苦心したようである。尚普通教室は職員室事務室に使用しているが狹隘である。然しながら鳥取市旭町に新築中の校舎が近く竣工の運びとなつてゐることは喜ばし。

五 経理その他事務の処理について左記事項留意された

ス。

(1) 講堂間仕切工事、便所新築工事の請負契約工事監督及び経理を当校に行わしていたが、本庁において処理すべきである。なお別途伺書類を保存し明確を期すること。児童の机、椅子を鳥取火災直後米子から購入しているが粗悪品のため短期間のうちに相当

修理している物品購入に当りては厳密なる検収をなすべきである。

(3) 備品の貸与整理の事務は良好であつた。

(4) 生徒給費及び就学奨励費の中一人月一〇〇円宛P

・T・A会費として、五〇円を生徒会費として夫々納付させているがP・T・A及び生徒会経費内容を見ると殆ど果費をもつて支出すべき経費と見受けるので学校運営上の所要経費の配当を考慮すべきである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

所 縣